

オーストラリア南東部先住民の社会運動

— Yorta Yorta (ヨルタ・ヨルタ) ネイション法人とビクトリア州政府の 土地と水域資源にかんする共同管理協定を事例に

友永 雄吾 (大阪経済法科大学
アジア太平洋研究センター)

キーワード：オーストラリア先住民、Yorta Yorta (ヨルタ・ヨルタ)、共同管理協定、社会運動、白人オーストラリア

はじめに

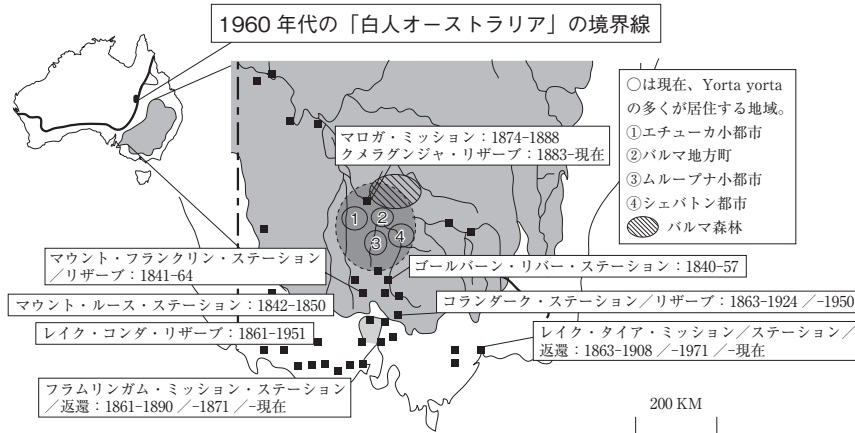
本稿では、ビクトリア州とニューサウスウェールズ州の境界をなすマレー河流域を舞台に展開されてきた、オーストラリア先住民 Yorta Yorta (ヨルタ・ヨルタ) による森と川的环境管理をめぐる社会運動について報告する。まず、運動の担い手である Yorta Yorta にとっての自然資源管理について考察する。ついで、Yorta Yorta の土地回復のための闘いの経緯を概観する。さらに、1980 年代初頭から活発化するバルマ森林と湿地を含むマレー河流域の環境管理の動向をビクトリア州政府より出された行政レポートと、2004 年に Yorta Yorta とビクトリア州政府の間で結ばれた土地と水域資源にかんする共同管理協定の内容に注目しつつ検討する。

その際 Yorta Yorta、地域住民、NGO 職員、さらに行政レポートや地方新聞に掲載された様々な立場からの多様な意見を参照しつつ、森と川的环境管理をめぐるそれぞれの考え方や関係を分析する。これにより、当該地域における Yorta Yorta の環境管理のための運動が、従来の先住民と非先住民という対立構造だけに押し込まれることなく、複数の個人や集団の相互作用によって展開されている社会運動であること

を明らかにする。

調査地は、オーストラリア南東部ビクトリア州の州都メルボルンより約 250 キロ北に位置するバルマ地方町および植民地期にリザーブとしてニューサウスウェールズ植民地政府の管轄区にあった現在のクメラゲンジャ・アボリジナル・コミュニティとバルマ森林内を流れるマレー河、ならびにこれに合流するキャンパスピー河、ゴールバーン河周辺の都市である (地図 1 参照)。

ユーカリの一種レッド・ガム (Eucalyptus Camaldulensis) の大木が繁茂する約 3 万ヘクタールのバルマ森林には、600 種を越す固有の動植物が生息し、ラムサール条約の定める重要湿地に指定・登録され、Yorta Yorta の重要な文化遺産が多く分布している。このバルマ森林の周辺には比較的肥沃な土地が広がり、ビクトリア州のなかでも第一次産業、とくにフルーツや野菜、水稲の栽培をはじめ、酪農などがさかんである。これらに従事する人々の多くは、1830 年ごろからこの地に入植したアングロ・ケルト系を中心とする定住者の子孫である。その結果この地域では、大陸南東部に共通する優勢な白人人口のなかにアボリジナルが混住するという状況が、今日まで存続してきた。こうした社会を「White Australia (白人オーストラリア)」とよんだのは C.D. ローリーであった。彼によるとそれは、「白人人種とアボリジナル人種双方の欠点を引き継いだ白人とアボリジナルの混血であるパート・アボリジナルが惨めな状況にあり、…パート・アボリジナルが平等の



地図1 ビクトリアの保護隔離政策期と同化政策期に運営されていたアボリジナル保護施設⁽³⁾
 [出所：ACES& Harvey 2003, Atkinson 2001, Felton 1981 に基づき作成]

権利を獲得することが困難な場所」だという⁽¹⁾。それは、先住民人口が多い「Outback (辺境)」に対して「ヨーロッパ人口が優勢な地域」であり、現在もお白人とアボリジナルとの対立関係が顕著に表れる地域であるとされる⁽²⁾。

1. オーストラリア先住民の土地にかんする権利の状況と研究の背景

オーストラリアにおける先住民の土地にかんしては連邦法および州法に定めがあり、それらは2つに大別できる。1つは、先住民土地権法で、たとえば1976年制定の北部準州先住民土地権法(連邦法)では、1980年までに従来のリザーブとミッション23か所が譲渡不可能なフリーホールド・ランドとして先住民集団の代表機関に返還されている。それらを含み現在返還されている土地では、排他的所有権が承認さ

れており、その総面積は準州全土の44パーセント以上にたつする。ビクトリア州にかんしては1970年、83年、89年、91年、92年と5つの土地権が制定され、87年には1つの土地権が連邦法として制定されている。また1974年に先住民土地基金が連邦法に基づいて設立され、1998年にコランダークの一部が購入されている。現在、ビクトリア州全土の約0.02パーセントが先住民代表機関にフリーホールド・ランドとして返還され、排他的所有権が承認されている(表1参照)。

もう1つは、先住権原法である。権原とは「ある行為を正当化する法律上の原因」を意味し、「一般的に権利の発生する原因、すなわち物に対する財産権利の基礎となる法的な根拠」であり、先住民の権原は「生活の基盤であり、文化の拠り所である大地」を意味し、その根拠は「ヨーロッパ人が渡来する以前からその土地に居住して生活していたという歴史的な事実、

(1) Rowley, C.D.1971, Outcasts in White Australia : Aboriginal Policy and practice- Volume II, Australian National University Press, p447
 (2) 松山利夫『ブラックフェラウェイオーストラリア先住民アボリジナルの選択』お茶の水書房、2006年
 (3) アボリジナルを管理した施設は大きく分けて3つ存在する。第1に、宣教団により運営されたミッション、ついで、アボリジナル保護委員会役人や地域有力者により運営されたステーション、最後に、アボリジナル福祉局役人、地域有力者と警察により運営されたリザーブである。
 (4) スチューアート・ヘンリ「先住権と権原：先住民の基本的権利について」綾部恒雄編『世界の先住民10ファースト・ピープルの現在：失われる文化・失われるアイデンティティ』明石書店、2007年、132-145頁

表1 先住民土地権により返還された土地と先住権原承認および協定締結の状況

	土地権 (2005)	先住権原 (2008年5月) 水域の先住 権原: 12件	地域合意 (2008年5月) 地域合意296 法人合意 27
北部準州	44.6%	10件(水4)	83件(法5)
南オーストラリア州	20.7%	2件	23件(地0)
西オーストラリア州	14.4%	18件(水6)	9件(法5)
クイーンズランド州	2.9%	40件(水2)	171件(法16)
ニューサウス ウェールズ州	0.5%	2件	6件(法0)
ビクトリア州	0.02%	2件	30件(法1)
タスマニア州	0.2%	0件	0件
首都準州	0.01%	0件	0件
オーストラリア全土 (件) (%)	?件 約15. 9%	74件 (約4.7%)	323件 (?)

〔出所：本表は国立先住民権原審判所ホームページ (<http://ntru.aiatsis.gov.au/>) とオーストラリア・アボリジナル及びトレス海峡諸島民研究所ホームページ (<http://www.nntt.gov.au/>) に基づき作成〕

つまり先住性が認められること」にある⁽⁴⁾。ここでは財産権が承認され、所有権は認められない。1992年のマボウ判決は、オーストラリア政府がそれまでの無主の土地とした考えを改めさせ、先住民側に先住権原の承認を決定した。これにより1993年に先住権原法が制定された。1996年のウィック判決では、大牧場や鉱山のリース地における先住権原の併存が確認された。

これらリース地はオーストラリア全土の40パーセント以上を占めるため、これに対し連邦政府は1998年に申請手続きの高度化と厳密化、協議権縮小などを盛り込んだ先住権原改正法を制定した。これに加え、1998年の先住権原改正法には、1) 機関法人との協定、2) 地域協定、3) 選択手続きによる協定という交渉方法が盛り込まれている。これにより法廷での争いよりも補償ならびに教育、雇用、相互理解促進などを目的とする協定が先住民集団と政府、地方自治体、鉱山会社などの間で結ばれ、そのケースは先住民土地権や先住権原と同じく様々である。

オーストラリア先住民の土地権にかんする研究は、概して北部・中部に住む「伝統指向型の生活」を保持するアボリジナルを対象に展開さ

れた。それは、北部準州土地権法（連邦法）が1976年に制定され、土地権をめぐる問題は当該地域のアボリジナルに特化した問題として扱われたためである⁽⁵⁾。このことは、上述したように本法により返還された土地面積比率が北部準州総面積の44パーセント以上に達することからも分かる。一方、大牧場や大農園ならびに製材業を営む白人人口が多い南東部の「白人オーストラリア」地域では、1830年代から強い植民圧に曝されてきた。その結果、かれらは伝統的親族組織や固有の言語を喪失し、人類学者をはじめとする研究者や知識人は、当初、かれらの土地の権利を認めようとはしなかった。しかし、1993年に先住権原法（連邦法）が制定され土地返還請求が「白人オーストラリア」にも拡大される。こうした法の整備は、再び人類学者や言語学者、法学者によるアボリジナルの先住権原の関心をよび、おびただしい業績が蓄積されてきている⁽⁶⁾。

オーストラリア南東部における先住民の土地権にかんする先住民と非先住民との関係を分析した研究は、1) 伝統的指向型の文化を喪失し、白人社会へ同化し西欧化した集団、2) 主流社

(5) Peterson, N. and Langton, Marcia *Aborigines, Land and Land Rights*, ACT : Australian Institute of Aboriginal Studies, 1983

(6) AIATSIS のホームページ内 Native Title Research Unit の Discussion papers , Issues paper や Newsletters など (http://ntru.aiatsis.gov.au/publications/discussion_papers.html)

会に抵抗する文化の担い手となる集団、3) 異文化に適応した文化を持つ集団、4) 新たな文化の形態を作り出す集団、に大きく分類し展開されている⁽⁷⁾。中でも本稿の対象とする Yorta Yorta の土地にかんする研究は、1998 年の Yorta Yorta 先住権原訴訟が連邦地方裁判所にて審議され先住権原が否定されたのを契機に、人類学者、法学者を中心に展開されている⁽⁸⁾。

これら先行研究に共通するテーマは、先住権原が申請できる集団の確定方法や申請地との関係、さらに伝統法や慣習法の継続に関するものである。このようなテーマが議論される理由には、マボウ判決と先住権原法 1993 で定義づけられた先住権原承認のために必要となる 3 つの条件がある。それは、1) 特定できるコミュニティや集団の存在、2) 伝統法と慣習法に基づいた大地との伝統的な繋がりまたはその占有、3) 大地との繋がりまたは占有の保持、である。Yorta Yorta の土地にかんする先行研究は、これら 3 条件に基づく法的な解釈に特化したもので、たとえ個別の事例を詳細に追った研究であっても、先住権原法の枠を超えて Yorta Yorta が日常に直面する問題や事例について検討した研究は限られている。

また、権利獲得のための運動やそのプロセスに注目した研究も少ない。その限定された研究の中でも、M. ラントンらが編集し、Yorta

Yorta 女性 M. モーガンらが著した論文は、1992 年に連邦政府を中心に設置された水資源管理のためのマレー河・ダーリン河下流域の大 臣評議会と、本河川流域に居住する 10 先住民集団で構成される先住民ネイションとの間で締結された協定を題材として扱っている。本論文では政府と交渉する先住民を、先住権原法で権原が承認される「特定できるコミュニティや集団」とせず、大地と川を管理する権利を先祖より受け継いでいる Traditional owner (伝統的土地所有者) である先住民ネイションとすることが強調される。

この他、Yorta Yorta 男性でメルボルン大学政治科学部の教授でもある W. アトキンソンの博士論文は、Yorta Yorta 先住権原訴訟のプロセスや、裁判官や地域住民との関係を詳細に描き出している。また近年のメルボルン大学生により提出された 2 論文は、Yorta Yorta と非先住民との関係を詳細に示したものである。D. ショーエンボーンは、先住権原訴訟の際に地方新聞読者欄を活用した地域住民と Yorta Yorta との対立状況を示している。A. チャーノックは 2004 年にビクトリア州と Yorta Yorta との間で締結された土地と水域資源にかんする共同管理協定をめぐる州政府、Yorta Yorta、地域住民ならびに NGO 団体のそれぞれに異なる視点を描きだしている⁽⁹⁾。問題は、これらの論文

(7) Keen, I., 'Cultural Continuity and Native Title Claims', Land, Rights, Laws : Issues of Native Title, *Issues paper* no.28, 1999, pp1-8

(8) Atkinson, W.R., *Not One Iota : The Yorta Yorta Struggle for Land Justice*, PhD thesis, Law and Legal studies, La Trobe University, 2000

Hagen, R. 'Ethnographic information and anthropological interpretations in a native title claim : the Yorta Yorta experience', *Aboriginal History* 25, 2001, pp216-227

(9) Morgan, M., Strelein, L & Weir, J., 'Authority, Knowledge and Values : Indigenous Nations Engagement in the Management of Natural Resources in the Murray-Darling Basin', in Marcia Langton, Odette Mazel, Lisa Palmer, Kathryn Shain, & Maureen Tehan. *Settling With Indigenous People : Modern treaty and agreement-making*, The Federation press, 2006, pp135-157

Atkinson, W.R., *Not One Iota : The Yorta Yorta Struggle for Land Justice*, PhD thesis, Law and Legal studies, La Trobe University, 2000

Schoenborn, D., *Are they making this up of what? : The role of the local newsprint media in constructing non-Indigenous understandings of Indigeneity in the Goulburn Valley*, Honours thesis, Department of Political Science, The University of Melbourne, 2002

Chernok, A., *Conflict, Place and Deliberation : Environmental Management in the Barmah Forest, North-eastern Victoria*, Honours thesis, the School of Anthropology, Geography and Environmental Studies, The University of Melbourne, 2005

がそれぞれの社会的位置性に基づき構成されているため、政府、Yorta Yorta、地域住民、NGO 団体それぞれの関係に力点が置かれていない事にある。

Yorta Yorta 出自を持つ著者が記した2論文では、自身が所属する集団のもつ困難や課題、展望、さらに政府との交渉過程が詳細に示されているものの、その他諸利害関係者との関係には重点が置かれていない。メルボルン大学生の2論文は、Yorta Yorta と政府との関係のみでなく、地域住民やNGO 団体との関係に注目する。しかし、調査時間の制約などもありその内容は限定されている。

本稿では、以上の先行研究によりながら、それらが抱える問題点を克服する方法として、筆者が2005年6月から2008年9月にかけて、ラ・トロープ大学とメルボルン大学で客員研究員として研究に従事した際にえた聞き取り調査と文献調査をもとに分析をする。そこで明らかになるのは、Yorta Yorta が日常生活の場で、国家や州政府の政策に対し繰り返し広げてきた権利獲得のための対応とその戦術である。

2002年に先住権原訴訟で敗訴したYorta Yortaは、2004年に代表機関であるYorta Yorta ネイション法人とビクトリア州との間で、土地と水域資源にかんする共同管理協定を締結する。本協定は先住権原改正法1998で加えられた法手続きに基づいた協定ではない。本稿では、筆者がこれまでのフィールドワークを通してえた聞き取り調査と文献調査をもとに、この協定に焦点を当て、国家政策にもとづく「先住民」概念を相対化し、先住権原が承認されなかったYorta Yorta が行ってきた土地回復のための闘いの過程とその戦術を、その他諸利害関

係者との関係に注目しながら分析する。

2. 先住民 Yorta Yorta

オーストラリアの先住民人口は約42万人、全人口の2.3パーセントを占める⁽¹⁰⁾。そのうち人口1万人以上の地方町を含めた都市とその近郊で暮らす割合は、先住民人口の約73パーセントに達し、非先住民との通婚率は先住民人口の68.7パーセント以上を数える⁽¹¹⁾。調査対象地を含むビクトリア州のアボリジナル人口は、総人口の0.6パーセントにすぎないものの、Yorta Yorta が居住する地方町では、その割合はエチューカで3.1パーセント、シェパトンで4.5パーセント、バルマでは20パーセント以上に達する。その総人口は、マレー河とゴールバーン河流域を含めて6000人前後と推定されている⁽¹²⁾。

1830年代に植民化が始まるまで、Yorta Yorta の先祖は自然の恵みを維持するため環境をうまく利用してきた。とくに魚を捕まえる罟や仕掛けは、Yorta Yorta に十分な食料と余暇の時間を与えた。さらに、5年に一度、狩猟と植物の再生を目的とした木の枝を使用したFire stick farming (火かき棒農業) と呼ばれる火付けが行われた⁽¹³⁾。しかし植民圧が進む中でこういった自然を世話し維持することが困難になった。その要因を生み出したのはマロガ・ミッション(1874年-1888年)とクメラゲンジャ・リザーブ(1883年-1953年)の開設と、そこでの生活である(地図1参照)。

以下では、マロガ・ミッションとクメラゲンジャ・リザーブ、その後の国家や州政府の政策に対し、Yorta Yorta が自然資源管理の決定を

(10) Australian Bureau of Statistics 2006 Census

(11) Peterson, N. and J. Taylor, The Modernising of the Indigenous Domestic Moral Economy : Kinship, Accumulation and Household Composition. *The Asia Pacific Journal of Anthropology* 4 (1.2), 2003, pp105-122

(12) Atkinson, W.R., 'Yorta Yorta occupation and the search for common ground', *Proceedings of the Royal Society of Victoria* 117 (1), 2005, pp1-22

(13) マーシャル・サーリンズ『石器時代の経済学』山内昶訳、法政大学出版局、1984年、8-55頁

Curr, Edward M., *Recollections of squatting in Victoria from 1841 to 1851*. Melbourne, University Press, 1965, p88

行うため繰り広げてきた土地回復のための闘いを概観し、その戦術について分析する。

(1) Yorta Yorta の土地回復のための闘い⁽¹⁴⁾

英国企業家のもとに生まれた D. マシューは、キリスト教の倫理と旧約聖書の考えに基づきマロガ・ミッションを開設し、周辺に点在するアボリジナルを当ミッションへ呼び寄せる。マシューは植民地政府より本ミッションを管理するための財政援助を得ることができず、自身もつ資産により本ミッションを運営した。1880年代後半に資金が底をつきるとミッション運営が困難をきたし、1888年までにマロガ・ミッションは閉鎖された。

ニューサウスウェールズのアボリジナル保護局は、1883年にマロガ・ミッションから約500メートル上流に、1800エーカのクメラグンジャ・リザーブを建設し、マロガ・ミッションに住んでいた住民の多くが本リザーブに移された。本リザーブはアボリジナル保護局が任命した保護管により厳しく管理された。

Yorta Yorta にとってミッションやリザーブは略奪されたカントリー（故地）の一部であり、また伝統的な生活や親族組織を崩壊へ至らしめた植民化の産物であった。かれらの土地回復のための闘いは、植民期に生みだされたミッションとリザーブを回復することからはじまる。マロガ・ミッションやクメラグンジャ・リザーブで集住したアボリジナルは、1860年代より土地権回復のための運動を継続してきた。はじめの運動は、1880年から1900年まで人道主義的なマロガ・ミッションのマネージャーであったマシューにより展開された。本運動は Yorta Yorta 住民に対してマロガ・ミッションやその周辺にて農耕ができる土地の譲渡、さらに非先

住民の人々と平等に扱われる権利の獲得を要求した。この時期の運動は、マシューを中心に起こされたもので、Yorta Yorta が自身の行動によって決り進めたものではなかった。この状況が変化するのは1930年代に入ってからである。

Yorta Yorta は、1930年代より政治活動を推進するための団体を立ち上げ、シドニーやメルボルンを中心に活発に運動を展開しはじめた。それらの運動を主導したのがマロガ・ミッションやクメラグンジャ・リザーブで生まれ育った W. クーパー、D. ニコルスといったリーダーたちで、かれらは先住民の劣悪な生活状況や、政治・経済的に不平等な状況を改善するため積極的に政府へと働きかけた。このリーダーたちに読み書きを教えたのは、上述したマシューと、マロガ・ミッションとクメラグンジャ・リザーブにて牧師兼教師を務めた T. ジェームズである。ジェームズは1880年ごろインド領セル諸島より移住し、メルボルン大学医学部を中退した後、1883年からマロガ・ミッションとクメラグンジャ・リザーブに移り住み、W. クーパーの姉妹にあたる Yorta Yorta 女性 A. クーパーと結婚し、1942年に生涯を終えるまで当地域で暮らした。

1933年にクーパーを中心にメルボルンで結成された AAL（オーストラリア・アボリジニ同盟）や、J. パットンと W. ファーガソンを中心にシドニーで1937年に結成された APA（アボリジニ・プログレッシブ協会）は、当時の先住民運動を束ねる重要な役割を果たした。1958年にはメルボルンにて D. ニコルスを中心に VAAL（ビクトリア・アボリジナル・アドバンスメント同盟）が結成され、AAL が進めた活動を踏襲する。

(14) Atkinson, W., *A picture from the other side : Cummeragunga and it's Historical Connections with Coranderk from Written and Oral Sources*, Unpublished paper, 1981
 Attwood, B., *Rights for Aborigines*, NSW : Allen & Unwin, 2003
 Attwood, Bain and Markus, Andrew., *Thinking Black : William Cooper and the Australian Aborigines' League*. ATC : Aboriginal studies press, 2004, pp1-8
 Barwick, D., 'Coranderk and Cummeragunja : pioneers and policy' in Epstein, T.S. and Penny, D.H. (eds), *Opportunity and response : case studies in economic development* : Hurst, 1972, pp10-68
 Clark, M., Pastor Doug. Lansdowne Press, Melbourne, 1972

1933年にW.クーパーは、イギリス王ジョージ5世宛に「アボリジナル以外の人々と平等の権利を獲得すること、アボリジナル問題の管轄権を、州政府から連邦政府へ移し、連邦政府にアボリジナル代表を選出すること」を盛り込んだ請願書を提出した。1935年までに、この請願書に対し2000以上もの署名が集められたが、連邦政府の対応は「どのような目的も、請願書を英国王に提出することで果たされることはない」とし、請願書は国王に提出されなかった。

AALとAPAはシドニーにて、1938年1月26日に開催されたヨーロッパ人入植150周年祭に対し、「アボリジナル哀悼の日」とするキャンペーンを開設し、「オーストラリア社会における完全なる市民としての地位の向上と、平等の権利獲得を目的とする新しい政策」を要求した。

当時の運動はYorta Yortaのリーダーたちを中心に展開されたものであったが、本運動を推進する際に必要となる経済支援や政府交渉の機会を生み出すため運動を陰で支えたのは、英国協会や人道主義的な団体に勤める白人であった。中でもA.ブルドゥーは英国教会に所属し、クーパーと同じく労働組合委員であった。AALの規則では、メンバーがアボリジナルであることを原則としている。しかし管理職はアボリジナルである必要はなかった。ブルドゥーはこの規則に基づき本団体の管理職に就任し、クーパーの良き同僚として、またAALの運動を進める裏方として重要な役割を果たした。

クメラグンジャ・リザーブは1921年よりヨーロッパ人農民へ借地としてリースされる。さらに1934年にニューサウスウェールズのアボリジナル保護局は、クメラグンジャ・リザーブの農耕地と製材地を含む2,000エーカーを10年の契約で、ヨーロッパ人に対し年間460ポンドでリースした。このリースは1953年にクメラグンジャ・リザーブが閉鎖されるまで継続された。1909年にニューサウスウェールズ州にて

アボリジナル保護法が施行されるまでのクメラグンジャの人口は約300人から400人であった。法制定後、白人と先住民の「混血」であるパート・アボリジナルはリザーブから出てゆかねばならず1920年代の人口は147人に減少する。当時リザーブに居住するYorta Yortaの多くは羊毛刈り、木こり、炭焼き人、白人農家の軽作業労働者といった季節労働に従事し生計を立てていた⁽¹⁵⁾。

1930年代にクメラグンジャ・リザーブへ新しく赴任した保護管A.マッキガンは、リザーブ内のインフラ整備を怠り、時に銃を携帯しながらリザーブ管理に努めた。AALやAPAの代表がこのような扱いに抗議したものの、管理の改善はなされず、1939年にクメラグンジャ・リザーブ住民の大半は日常の生活で直面する劣悪な生活環境から逃れるためリザーブからのWalk Off（脱出）を試みる。その後、居住場所を失った多くのYorta Yortaは、隣接するバルマ地方町やマレー河とゴールバーン河周辺のエチューカやムループナにてフリンジ・キャンプを開設し生活を営む。その中には白人農家で賃金労働に従事し、その敷地内の家屋で寝食する家族もあった。

1959年、ニューサウスウェールズ州に対し、クメラグンジャ・リザーブの土地返還を求めた結果、200エーカーが返還された。当時のリザーブに居住するYorta Yortaは60人程度であった。1966年、Yorta Yortaは土地返還を求めるキャンペーンを再び起こし、農耕をする権利が与えられ、リザーブは住民全員による共同所有地になった。これにより家畜を購入し、トマトや小麦といった作物を生産するクメラグンジャ有限会社を設置した。しかし、アボリジナル保護局が1969年のアボリジニ法により消滅し、1973年の改正法によりアボリジナル・ランド・トラストが設置されると、本トラストが住民に変わりクメラグンジャ・リザーブを管轄することになる。

(15) 友永雄吾「一語に込められた重み—オーストラリア先住民への公式謝罪が語るもの—」『ヒューマン・ライツ』解放出版社、NO.242、2008年、34-41頁

クメラグンジャを逃れ、周辺都市にフリンジ・キャンプを設置して生活していた Yorta Yorta に対して、ビクトリア州政府アボリジナル福祉局は、1958 年にムループナ駅裏手にある 5 エーカーの敷地に、ベッドルームやバス・キッチンが完備された 10 戸の棟からなるルンバララ居住地を建設した。これにより Yorta Yorta の暮らしは改善されたかにもえたが、実際は福祉局が警察による厳しい監視に曝され、何家族かの入居者はクメラグンジャ・リザーブの生活に逆戻りしたと考え、フリンジ・キャンプの貧しさの中にあつた人間関係を求めるものもあつた⁽¹⁶⁾。

このような、ミッション、リザーブ、居住地での宣教師や保護管、警察や州政府からの厳しい監視下における生活、さらに地方町や都市周辺でのフリンジ・キャンプにて貧しい生活を営みながらも、土地回復のための闘いは継続された。1958 年に VAAL を結成し共同代表に就任した D. ニコルスは、闘いの中心人物である。

彼は 1906 年にクメラグンジャで生まれ、1930 年代まで陸上、ボクシング、オーストラリアン・フットボールに秀でた才能を持つ選手として頭角を現した。フットボーラーとしてメルボルンへ移り住み一線を退いた後、1950 年代後半よりオーストラリアで最初のアボリジナル英国国教会を建てたため尽力し、メルボルン市内に協会を設置し、牧師パスター・ダググの愛称で知られるようになる。1958 年に VAAL を他の Yorta Yorta リーダー 5 名と英国協会牧師、女性活動家、労働党議員であつた非先住民メンバー 3 名と共に立ち上げた。その他に、アボリジナル少年少女が雇用の機会を得るためのトレーニングが受けられるホステルを妻グラディと開設し、次世代の Yorta Yorta をはじめとする先住民リーダーを輩出する礎を築いた。

1960 年代には国民投票の開催を促し、1967 年の完全市民権獲得のため尽力するとともに、法制度改善のため連邦政府の先住民問題にかん

する責任を追求した。これにより先住民の権利改善と促進のための運動が全国規模で拡大していく。さらに閉鎖に直面したレイク・タイヤー・ステーションのアボリジナル集団を支持し、またクメラグンジャ・リザーブ返還のための運動を積極的に展開した。彼は、英国女王よりオーナーの称号を 2 度受け、1976 年には南オーストラリア州総督にも任命されている。

これら先人たちに影響を受けた Yorta Yorta は、ニューサウスウェールズ州政府とビクトリア州政府に対し土地権返還交渉を進め、これまでの非先住民メンバーが中心となり管理されてきた団体に代えて、自分たちの決定に基づいて管理する組織を設置していく。1983 年には、リサーチおよびリエゾンに関する事務員、文化遺産に関する事務員、特別事務員を常勤職員とし、各 8 名で構成されるエルダー・コミッティとガーバメント・コミッティによって構成される Yota Yota (ヨタ・ヨタ)・トライバル・カウンシルが設置された。1989 年に本機関が Yorta Yorta マレー・ゴールバーン河クラン法人へ変わり、1999 年に本法人は Yorta Yorta ネイション法人 (以下、YYNC) となり現在に至る。

クラン法人が活動する 1994 年に、先住権原訴訟を申請した Yorta Yorta は、1850 年代に白人男性クーバーとアトキンソンとの間に 8 人の子どもを出産したキティとその子どもたち、さらにその他 15 名を Yorta Yorta を特定できる先祖とし、16 家族を確定する。このため YYNC のメンバーは本 16 家族と血縁関係を有する人たちが構成され、2009 年時点での構成員数は 308 人である。しかし、本ファミリーグループの 1 家族は、1870 年代に大牧場主により表記された Bangerang (バンガロン) という表記を好んで用い、YYNC に所属するものの、Yorta Yorta とは政治的な考え方において一線を画している⁽¹⁷⁾。従って、本稿ではこの内実を考慮し、Bangerang と自称する人物を

(16) これはフリンジ・キャンプでの生活経験を持つ 2 名の聞き取り調査にもとづく。B, S. への筆者のインタビュー、職場のオフィス、March 19 2008、M, F. への筆者のインタビュー、自宅、March 25 2008。

除き、Yorta Yorta (の人々) と表す。

(2) Yorta Yorta 先住権原訴訟

1994年から2002年まで行われたYorta Yorta先住権原訴訟は、申請地で定住し、その資源を使用ならびに所有するための権利などを要求するもので、ビクトリア州政府、ニューサウスウェールズ州政府を含む約500機関に対して起こされた⁽¹⁸⁾。1994年5月、国家先住権原審判所へ先住権原請求のための申請書を提出し、9月に受理された。その後、94年9月から95年5月まで、Yorta Yorta代表者は申請地内の地域住民と20回の調停を持ったが、不調に終わった。地域住民は「Yorta Yortaは私たちと何が違うというのか、現に彼らの親は白人じゃないか。ましてや、昨日まで一緒に働いていたのに、なぜ今日から先住民なんだ」との対応を示し、この反動をエチューカやシェパトンを中心に購読者を持つ地方新聞『リバーリン・ヘラルド』と『シェパトン・ニュース』が読者欄に記載することで後押しし、調停が不調に終わった⁽¹⁹⁾。

地域住民との調停が決裂した後、Yorta Yortaは連邦裁判所に先住権原審議の場を移すことになる。1998年、連邦裁判事はYorta Yortaの口頭による証言よりも、開拓者と宣教師により書かれた書物を歴史的証拠として重視し、集団の「真正性」と「伝統」の継承を問い、「伝統が断絶した」という決定をくだした。その理由には、先住権原法（1993年）の223条

に記載された「伝統的な(Traditional)」という用語の解釈が関係している。1998年の連邦裁判事は、本用語を「過去から今日まで継続していること」と解釈し、1881年に42人のYorta Yortaが農民になることを求め、マロガ・ミッション・マネジャーが作成した嘆願書へ署名したことを証拠としてあげる。結局、連邦裁判事は「1881年までにYorta Yortaは先祖が保持してきた伝統的な法や慣習を失った」とし、先住権原消滅の判決をくだした。2001年の連邦裁判所第2審では、本判決が否定されたものの、2002年の連邦最高裁判所による判決が98年の判決を支持したため、Yorta Yorta先住権原訴訟は敗訴に追い込まれたのである。

(3) 運動の成果

Yorta Yortaの継続的な土地回復のための闘いは、いくつかの成果を生み出している。まず、1983年のニューサウスウェールズ州アボリジナル土地権法の制定により、それまでニューサウスウェールズ州政府ランド・トラストにより管理されていたクメラグンジャ・リザーブが99年間リースで、Yorta Yortaメンバーで構成されるクメラグンジャ・ランド・トラストに返還された。同年、本コミュニティ住民の健康を改善するための診療所が、エチューカの病院で働いていた故バイニー・モーガンらの尽力により建設された。

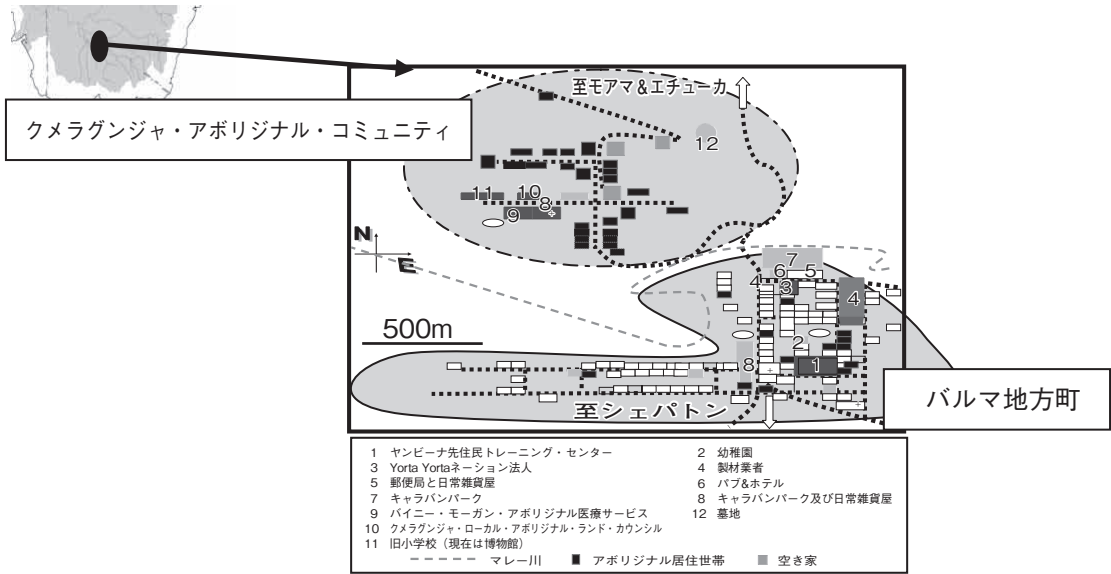
また80年代に起こされたバルマ森林の自然資源の管理を求めた運動の結果、バルマ州立森

(17) Atkinson, W.R., *Not One Iota: The Yorta Yorta Struggle for Land Justice*, PhD thesis, Law and Legal studies, La Trobe University, 2000, pp10-12

(18) 1996年に国家先住権原審判所と連邦政府に対し提出されたワーキング・ペーパーでは、申請地域における土地と水域の権利にかんして、以下の点が示されている。4.1 土地と水域への排他的所有権（他者を近寄せない権利）、4.2 自然資源を利用する権利、4.3 土地と水域の管理にかんする決定または自然資源と自然環境に影響を及ぼす開発計画において、完全な参画をする権利、4.4 土地、自然資源もしくは自然環境を害する可能性のある行為を妨げる権利、4.5 土地と水域の資源にアクセスする権利、4.6 土地に住む権利、4.7 申請地で文化的精神的な利害を保持する権利、4.8 申請地において、埋葬され、さらに先祖と近年の埋葬地を保護する権利、4.9 伝統的な漁労と食物採集を継続して実施する権利、4.10 火付けのような、伝統的管理実践を活用する権利

(19) Atkinson, W.R., *Not One Iota: The Yorta Yorta Struggle for Land Justice*, PhD thesis, Law and Legal studies, La Trobe University, 2000, p103

Schoenborn, D., *Are they making this up of what?: The role of the local newsprint media in constructing non-Indigenous understandings of Indigeneity in the Goulburn Valley*, Honours thesis, Department of Political Science, The University of Melbourne, 2002



地図2 クメラグンジャ・アボリジナル・コミュニティとバルマ地方町
〔出所：2007年フィールド調査に基づき作成〕

林内に Yorta Yorta の文化を伝えるためのダ
ルニヤ文化センターが、1984年に設置されて
いる⁽²⁰⁾。1990年以降、失業者を救済するた
めの CDEP (コミュニティ開発雇用促進プロ
ジェクト) の一環として、冬に暖をとるための薪
収集事業がはじまり、現在は Nulunja (ヌラン
ジャ) という有限会社に受け継がれ、13人の職
員が働いている。1990年代の終わりには、
Yorta Yorta にとって重要な場所を柵で囲い、
Yorta Yorta 語と英語で名所を併記した保護区
も設置されていく。1999年には水資源管理に
かんし、Yorta Yorta の代表機関である YINC
は、近隣9先住民集団と先住民ネイションを結
成し、連邦政府と4州政府ならびに1準州政府
との間で交渉を進めている。2000年には2つ
の用地が先住民土地組合法人より購入され
た⁽²¹⁾。

さらに2001年には、教育と職業の機会を創
出するためのヤンビーナ先住民トレーニングセ
ンターを設置した(地図2参照)⁽²²⁾。また、先
住権原訴訟に敗れた後、2004年より YINC は

ビクトリア州との間で土地と水域資源にかん
する共同管理協定を結んだ。

次に、Yorta Yorta と都市の知識人や国際・
国内 NGO 団体が、いかにして森と川の資源管
理のための社会運動を展開しているかについて、
上述した土地と水域資源にかんする共同管理協
定に注目し検討する。

3. 近年の Yorta Yorta による土地と 水域資源にかんする共同管理協定 をめぐる動向

(1) 土地と水域資源にかんする共同管理協定

2004年12月にビクトリア州政府と YINC
との間で結ばれた土地と水域資源にかんする共
同管理協定は、まず Yorta Yorta の知識を結集
し、確定された領域を管理するための政策決定
に Yorta Yorta を参画させている。その際ビク
トリア州政府は、この決定に対し財政支援をす
る。次いで Yorta Yorta とビクトリア州政府の
相互認識と信頼を促進させる。最後に Yorta

(20) 2007年5月以降、シロアリの被害にあい業務停止に追い込まれている。

(21) 2000年にイェルモア農地とベンダリー・バンドを購入。

(22) 2008年4月以降、州政府からの財政支援停止に伴い、閉館に追い込まれている。

Yorta に対する雇用や職業訓練及び経済発展の方法を特定し促進させることをその主要目的としている。この目的に反し、2006年の調査によると、クメラグンジャ・アボリジナル・コミュニティとバルマ地方町に居住する Yorta Yorta の人々の雇用実態は、64パーセント以上の高い失業率を示している。以下では本協定締結に至るまでの経緯を、行政レポートと対象地域とりわけバルマ森林とその周辺の歴史に注目しながら検討する。

(2) 行政レポートに見る土地と水域資源管理の歴史的背景⁽²³⁾

これまでバルマ森林の土地と水域資源管理に関する報告書が、ビクトリア州の土地管理や環境保護を担う省、それら管理や保護の調査を政府より委託された機関によって多数作成されている。ここでは行政レポートを中心に、バルマ森林の環境管理の歴史的経緯を、Yorta Yorta と州政府との関係に焦点を当てながら概観する。

1840年代より、バルマ森林とその周辺の地域は、森と川の資源を利用した第1次産業によって、経済発展を遂げてきた。殊に、レッド・ガム木材は鉄道や河川交通整備などに使用され、1850年に金鉱が発見されると、レッド・ガム木材は鉱夫の足場として使用された。結果、1880年代まで製材業が当該地域生産高の第1位を占めていた。また、1860年代より大地主が大きな土地区画を占有し、刈り入れの収穫期だけ貧しい季節労働者を雇った。これに対し、政府は1860年に土地法を制定し、62年、65年さらに69年に改正した。土地法の当初の目的は、自由自作農民を植民地政府の用地に定住させ、大地主の利益独占を規制することであった。1969年の土地修正案は、大地主が占有した土地区画を解体させ、自由自作農家の介入を促進させた。結果、羊と牛の生産が拡大し、家畜

業生産高は当地で第3位となる。20世紀初頭になると、鉄道の枕木を生産する木こり業が繁栄し、生産高第2位を占める。また、第2次大戦中は、電柱や塀などの建設および木炭製造業が繁栄し、本産業は当地で4番目の生産高を占めた。

1878年になると、製材業者による森林伐採独占化を抑制するために、ビクトリア州政府が税を課したため、森林資源を独占してきた製材業者の経営が破綻する。大地主により運営された大牧場や自作農家は、1876年までに乱収穫、土壌の枯渇、ウサギ災害、作物価格の下落、市場価値再編の影響を受け、畜産業の生産高がいちじるしく落ち込んだ。さらに1910年代と30年代には大旱魃に見舞われ畜産業は大打撃を受ける。これらに加え1960年代の羊用電気剃刀による機械化で、毛刈り職人のほとんどは雇用機会を失い、他地域へ職場を求めて移動した。木こり製材業に関しても、1960年代以降、チェーンソーが導入されると本産業に従事した木こり職人も雇用の機会を失った。環境保護の意識が1970年代より高まると、レッド・ガムが伐採できる範囲が徐々に制限され、今日バルマ森林では限られた場所を除き、木材伐採ができなくなっている。

ここでの問題は、第1次産業の衰退だけでなく、同時に末端で本産業を支えていたほとんどの Yorta Yorta が職を失ったことであり、その後の政府からの福祉政策に依存する生活の基盤を確立したことである。パーウィックの調査によると1921年から22年のクメラグンジャでは穀物、牛と羊を中心とする家畜、土地リースにより、約460ポンドの歳入を拠出している。これに対し、バルマ森林における歳入は3149ポンドで、その半分にあたる約1500ポンドが牧畜を営む大地主により拠出された額である。つまりクメラグンジャの歳入は、当時のバルマ森

(23) Barwick, D., 'Corranderk and Cummeragunja : pioneers and policy' in Epstein, T.S. and Penny, D.H. (eds), *Opportunity and response : case studies in economic development* : Hurst, 1972, p60

Clode, D. & VEAC, *As if for a thousand years : a history of Victoria's Land Conservation and Environment Conservation Councils*, The Victorian Environment Assessment Council, Melbourne, 2006

Fahey, C., *The Barmah Forest : A History*, the Department of Conservation, Forests and Lands, Vic, 1986, p46

林における歳入 1500 ポンドの約 3 分の 1 にあたるのである。これに反し、現在のクメラゲンジャ・アボリジナル・コミュニティは 64 パーセント以上の高い失業率を抱えており、失業者の多くは福祉政策に依存した生活をおくっている。その背景には、上述した機械化の進展で、産業の中核から先住民が周縁へと追いやられ、雇用の機会を奪われた歴史が存在する。

バルマ森林の森と川の資源を利用した産業は、環境に対する行政や都市住民の対応にも大きく左右される。ビクトリア州政府は 1870 年より森と川の状況を調査する委員会を設置し、50 以上のレポートを作成している。1899 年に森林に関する王立調査委員会が設置され、当委員会は森林伐採を規制する報告書を作成した。1918 年に森林調査委員会が設置され、伐採量を詳細に示した年次報告書を今日まで継続して作成している。

さらに、1919 年にマレー河の水資源管理のために、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、南オーストラリア州 3 州政府の合意に基づきヒューム・ダムが建設されたのに続き、多くのダムが建設されはじめると、バルマ森林内にレギュレーターが設置された。これにより 1930 年代より、それまでバルマ森林で冬から春（6 月下旬から 11 月中旬）に生じていた大洪水が減少しはじめ、旱魃による森林被害を強調する報告書が提出された。また森林内における家畜放牧を禁止する報告書も 1930 年代に出されている。これに対し 1961 年になると、家畜による森林被害を否定する報告書が出され、それまで森林内で禁止されていた家畜放牧が再開された。

このように行政によるバルマ森林の資源管理をめぐる報告書は、森と川の資源利用、洪水と旱魃や家畜の生態系に対する影響に焦点をあてたものであったが、この状況は 1970 年代に一変する。都市に住む知識人や市民を中心に、自然保護の考えが全面的に押し出され、さらに

1972 年のストックホルム国連人間環境会議の開催もあって、環境問題が国際的に注目を集め、オーストラリア国内における環境政策が大きく進展した。これに対しビクトリア州政府も具体的な政策を促進する計画案や勧告、さらに条約や法を打ち出し、先住民と環境政策に関する報告書が作成されていく⁽²⁴⁾。その中心的な役割を担ったのが 1970 年から 1997 年までビクトリア州政府より森と川の調査を委託された LCC（土地保護委員会）である。本委員会は議長を中心に土地、森林、水域、農業など各分野に専門委員を配置し、12 名から 18 名のスタッフで構成された。

1983 年に LCC は『マレー河流域の森林管理に関する報告書』を提出する。本報告書では先住民に関して言及されている箇所が、151 頁中 2 頁しかない。具体的には、植民地期以前の Yorta Yorta と森との関係に言及し、森林管理に Yorta Yorta が積極的に参画できるようバルマ森林内に文化センターの設置を勧告した。これにより、翌年ダルニヤ文化センターが設置されている。1987 年にバルマ森林の一部が州立公園に指定され、ようやくバルマ森林の生態系に関する区画整備が実施されていく。1990 年にビクトリア州森林および土地保護省より提出された『バルマ森林管理計画報告書』では、全体の 1 割が先住民の森林管理に当てられており、とりわけダルニヤ文化センターを利用した Yorta Yorta のバルマ森林管理における役割が強調されている。

LCC はその後、ECC（環境保護委員会）に変更され、本委員会の目的はこれまでの州全土の森と水域資源の保護に関する調査から、土地と川と鉱山と動植物相に限定した調査を実施することになる。また委員も 3 名に縮小された。2001 年に ECC はその名称を再び変更し、VEAC（ビクトリア環境調査委員会）として再編され、委員数を 5 名に拡大した。

以下では、このような歴史的変遷を経て、

(24) 1860 年から 1970 年までの土地と水域資源にかんする法律は 8 つであったのに対し、以降、土地、川及び先住民の遺産にかんする法律や条約は実に 20 以上に上る。

2004年にビクトリア州とYYNCとの間で締結された土地と水域資源にかんする共同管理協定をめぐる利害関係者の意見について、近年のVEAC報告書に注目しながら検討する。

(3) VEAC 計画案をめぐる対立

共同管理協定は、マレー河の一部と大木レッド・ガムが繁茂する湿地帯として世界最大規模のバルマ森林、その州立公園を含んだ約5万ヘクタールを共同管理範囲と定め、Yorta Yortaの管理への積極的な参画、そのための財政援助と雇用の創出が主要目的である。上記VEACは、共同管理協定の目的とマレー河流域とその他複数河川の水質・水量および河川沿岸にある州立公園の森林状態や生態系に関する調査を実施し、それを3つの報告書にまとめている。2006年の『リバー・レッドガム森林調査報告書』では、約122万ヘクタールの調査地の歴史、社会経済的、政治的な状況、さらに自然状態や生態系に関する報告が記載されている(426頁中16頁が先住民に言及した箇所)。2007年『VEAC計画案』では、河川と土地の共同管理にかんする計画案と勧告が具体的に示されており、先住民との共同管理にかんし多くの紙面が割かれている(148頁中28頁が先住民に言及した箇所)。

また、この報告書の内容を大衆に広めるための公開ミーティングが2007年夏、調査領域内を中心に9回にわたり開催された。筆者はこの内4つのミーティングに参加し、利害関係者間の意見の相違について調査した⁽²⁵⁾。

結果、製材業者、大牧場主、大農園主を中心とする地域住民、Yorta Yortaを含む17先住

民族集団、さらには国際、国内環境NGO団体や都市の知識人との間の対立が明らかになった。

当該計画案にかんする錯綜する見解は、土地と水域資源にかんする共同管理協定によるYorta Yortaと地域住民との間での社会形成の困難さを示している。筆者は2005年1月から2009年1月まで4地方新聞(リバーリン・ヘラルド、シェパトン・ニュース、カントリー・ニュース、カイアプラム・プレス)を中心に、約500のVEAC計画案にかんする記事を集め、利害関係者(地域住民、先住民、その他)の見解について、賛成、反対、中立という区分に基づき分析した⁽²⁶⁾。

2005年と2006年の計画案に対する反対と中立は、地方住民を中心に見られる。また2007年には先住民の計画案に対する賛成が増えるのに対し、地域住民からの反対も増加しており、366件に上る(表2参照)。地域住民の反対は、VEAC計画案に対してだけでなく、国内、国際NGO団体にも向けられており、2009年までの反対記事の総数は61件である。意外なことにYorta Yortaに対する反対は多く見られず、20件にとどまる。これは、「環境問題」という人類共通のテーマに議論を位置づけ、主流社会の承認を得ようとするYorta Yorta知識人の戦術が功を奏したからである。具体的には、Yorta Yortaの人々が巧みに都市の知識人や国際、国内NGO団体を議論に巻き込み、これらの団体や個人が、地方新聞などメディア媒体を活用し、その議論に介入していることを指摘できる。他方Yorta Yortaネイション法人を構成する16家族の一つBangarongが地域住民に賛同していることも、Yorta Yortaへの地域住民

(25) The State Government of Victoria, *River Red Gum Forests Investigation : Discussion Paper*, The Victorian Environment Assessment Council, Melbourne, 2006

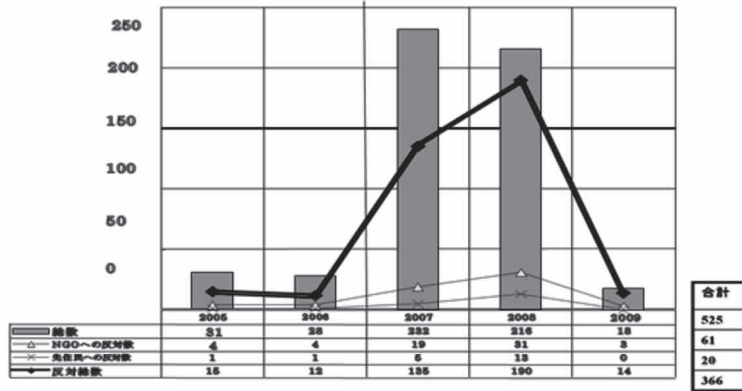
River Red Gum Forests Investigation : Draft Proposals Paper for Public Comment, The Victorian Environment Assessment Council, Melbourne, 2007

River Red Gum Forests Investigation : Final Report, The Victorian Environment Assessment Council, Melbourne, 2008

(26) 4地方新聞はマクファーソン・メディアにより発刊されており、本メディアは他に9の地方新聞も発刊している。リバーリン・ヘラルドとシェパトン・ニュースは1877年より発刊されており、地域住民を始めインターネットのオンラインサービスにより国内外に広く購読者を有する。

(<http://search.sheppnews.com.au/story.asp?TakeNo=200204262045643>, 2009年2月2日アクセス)

表2 先住民土地権により返還された土地と先住権原承認および協定締結の状況



〔出所：Mcpherson Media アーカイブに基づき作成〕

からの反対が少ない理由としてあげられる。

以下では、まず地方新聞の読者欄で繰り返されている環境 NGO 職員と地域住民の対立にかんする記事 61 件から 1 例を示す。

2007 年 9 月 3 日の『シェパトン・ニュース』において、メルボルン市内に在住する国際環境 NGO FoE（地球の友）の職員は VEAC 計画案を次のように支持する。

バルマ森林における製材業の禁止と羊と牛を中心とする全家畜の放牧禁止を勧告する VEAC 計画案を強く支持する。

2007 年 9 月 5 日の『シェパトン・ニュース』で、ナタリア地方町に在住する地域住民は、以下のように反論する。

FoE の職員は、155 年間バルマ地域に定住するわれわれ地域住民の生活実態を理解していない。当地に一度も訪れたことのない環境 NGO 職員が勝手にやってきて口立ちすることは許せない。

地域住民と Yorta Yorta の対立記事 20 件中の 1 例では次のような議論が見られる。YINC 代表で主にメルボルン在住の H.A. は自身の見解を 2007 年 8 月 29 日の『リバーリン・ヘラルド』で表明している。

製材業と全家畜の放牧を禁止することを支持する。また Yorta Yorta が共同管理に基づく資源管理の決定権を有する土地の Traditional Owner（伝統的所有者）として承認されるよう要求する。

これに対し、エチューカ在住の地域住民は 2007 年 9 月 5 日の『シェパトン・ニュース』で次のように反論している。

YINC 代表の親戚が製材会社で働いており、VEAC 計画案を支持することは、彼の親族が職を失うことになりかねない。このため Yorta Yorta は環境管理の権利を要求できる先住民とは言えない。（中略）父が運営していた川渡し業を誇りに思う。このような当該地域におけるわれわれの先祖、つまり West（西欧）の貢献を文化遺産として位置づけてほしい。こういった地域住民の思いを無視した VEAC 計画案に反対する。

地域住民からの反論が Yorta Yorta に対してではなく、NGO 団体に対して多く現れたもう一つの要因として、Yorta Yorta 先住権原訴訟を開始した 1994 年に YINC を構成する 16 家族の一つである Bangarong が、地域住民に賛同していることが考えられる。

シェパトン市自治政府は1974年、市内の先住民の文化を保護、促進するためにオーストラリア・カウンシル・アボリジナル芸術理事会を設置した。Bangarongは本理事会を通してシェパトン市地方自治政府と交渉し、1970年に旅行客をまねくために建てられたインターナショナル村跡地に、先住民文化や歴史を伝えるためのアボリジナル・キーピング・プレースを設置した。1993年にこれはBangarong文化センターに名称を変更している。70代のBangarong男性長老S.A.はアボリジナル芸術理事会の理事に選ばれ、文化センター設計段階からシェパトン市地方自治政府や地域住民と良好な関係を築いて、地方自治政府から多くの財政援助を受けた。

以下では、このように1970年代より地域住民や地方自治政府と良好な関係を築いてきたBangarongが、地域住民と連携してVEAC計画案とYorta Yortaに反対している2つの例を示す。

Bangarong長老S.A.は、2007年8月13日にVEAC計画案に反対するため、ナタリア地方町で地域住民が開催したVEAC代表者との公開会議に参加した。会議終了後、地域の年次会議が開催され、開会の来賓挨拶で議長からBangarong長老S.A.が名指しされ、拍手喝采を浴びる。年次会議終了時に議長から来年度の活動方針が述べられた。1999年よりビクトリア州と交渉を続けた結果、2007年7月、Yorta Yortaの先祖が儀礼を行っていた文化遺産用地の名称に、「Bucks Sandhill (バックス・サンドヒル)」という英語表記に加えて、儀礼場と埋葬場を意味する「Garradha Molwa (ガラダ・モルワ)」というYorta Yorta語の表記が加えられた。会議では、これを再度英語だけの表記へ変更する要請活動が確認され、S.A.もこれに賛同するのであった。

筆者は会議終了後、ナタリア地方町に住む男性に「当地の先住民集団について教えてほしい」と質問すると、「われわれにとって、Bangarongが当該地域における本当の先住民集団であり、Bangarong長老S.A.が本物の先住民である。したがって、Yorta Yortaは当地の伝

統的な権利を保持する集団ではない」という返答が返ってきた。

また2008年1月から2009年1月までの地方新聞読者欄には、VEAC計画案をめぐるYorta YortaとBangarongの関係扱った記事が9件掲載された。2009年1月2日の『リバーリン・ヘラルド』で、エチューカ在住の男性は次のような意見書を表明している。

エチューカとバルマ周辺地域においていかなる歴史的コネクションも持たないYorta YortaはBangerangをエチューカから追い出し、リーダーシップを奪い取ろうとしている(中略)Yorta YortaのリーダーであるW.アトキンソンが再建のため財政援助を求めているダルニヤ文化センターのある場所は、Bangarongにとっての伝統的な場である。

このように、YYNCを構成する1家族のBangarongが、VEAC計画案の対象地域に住む地域住民と連携し、反対運動に参加している。2007年10月には、地域住民を中心に構成される16団体と連携し、「RRGEA (川とレッド・ガム環境同盟)」を設立した。このため地域住民と先住民との連帯が生まれており、地域住民による執拗なまでのYorta Yortaに対する批判は今では鳴りを潜めている。

次に、Yorta Yortaが巧みに都市の知識人や国際、国内NGO団体を巻き込み環境管理のための運動を進めている事例を示す。

上記の地方新聞読者欄で非難の的にあった60代Yorta Yorta男性W.アトキンソンは、メルボルン大学の社会政治科学部で教鞭をとっている。1990年代中ごろより彼はメルボルン大学学生をYorta Yortaのカントリーに招き、そこで「on country learning (オン・カントリー・ラーニング)」という単位履修も可能な4日間の集中コースを実施している。参加した学生はYorta Yortaの歴史や現代的問題について、当地のYorta Yorta団体職員より学べ、さらにNGO職員から当地の環境問題などについても学べる。

上述した国際環境 NGO 団体 FoE の J.L. は、アトキンソンに学んだメルボルン大学 OB で、2004 年より本コースのゲストとして招聘されている。彼は幼少期をバルマ森林周辺の町で過ごし、メルボルン大学を退学した後、FoE の契約職員となり、現在バルマ・ミラワ森林レッドガム・キャンペーンのコーディネータを務めている。本 NGO は VNPA (ビクトリア国立公園協会) や WS (ワイルダネス・ソサイエティ) といった国内の環境 NGO や、GVEG (ゴールバーン流域環境グループ) などローカル NGO と連携し、Yorta Yorta の運動を強く支持している。

また 2003 年より、本コースには、Yorta Yorta からスペシャル・ゲストが招聘されている。A.J. は Yorta Yorta の土地に対する白人社会からの継続的な否定を象徴的に描き出した舞台 “Yanagi Yanagi (ヤナガイ・ヤナガイ)” の演出家兼監督である。L.B. は解散した有名ローカル・グループ Tiddas の 1 メンバーで、現在は L.B. & Sweet Cheeks というユニットを結成している。また A.J. の舞台にも出演している。

こういったスペシャル・ゲストと交流した学生たちは、コース終了後いろいろな活動を進めている。たとえば 2005 年ビクトリア州の学生が中心となり、先住民問題を支持するために VCCIS (ビクトリアン・クロス・キャンパス先住民連帯) が設置されている。2006 年には Yorta Yorta の歴史・文化を伝えるダルニヤ文化センターが閉館に追い込まれた。この状況に対して文化センター再開を求める DAG (ダルニヤ・アクション・グループ) という自主運営組織が結成された。また、これら組織に属している学生の何人かはマレー河、ゴールバーン河流域の出身者でもあり、かれらは積極的に地域住民を啓発するための様々なキャンペーンを実

施し、そのための資金あつめもしている。

(4) VEAC の成果と課題

以上のような調査の結果、国立公園化と生物の多様性や自然の保護を勧告する VEAC の見解、経済的基盤となる職の損失危機に瀕するため国立公園化に反対する地域住民の見解、VEAC と先住民双方に理解を示し国際条約や州法などに関心を寄せる国際、国内環境 NGO 団体や都市在住の学生を中心とする知識人の見解、バルマ森林の世話人である伝統的所有者としての承認を求める Yorta Yorta の見解⁽²⁷⁾ が異なることが明らかになった。

VEAC は、2007 年 7 月に提出した計画案に対する市民社会からの意見を、2007 年 10 月を期限として受け付け、6800 もの意見書を収集した。この全意見書を考慮し、とりまとめた『VEAC 最終勧告報告書』(全 208 頁中 46 頁が先住民に関する記載箇所) を、2008 年 7 月 31 日にビクトリア州政府の環境と気候変動に関する大臣へ提出し、その案にまとめられた勧告決議が、2008 年 12 月 30 日に可決された。その結果、当該地域の地方住民、とりわけ牛家畜業者が 55 の職を失う一方で、Yorta Yorta には 56 の職が与えられることになっている。ビクトリア州政府は、地域住民に対し 440 万豪ドルの補償金を拠出する予定にしているが、RRGEA は 2008 年 11 月に VEAC 最終勧告に反対して提出した『保全とコミュニティ』と題する報告書を軸に、地域住民による国立公園化に反対する運動を支持し、国立公園化を阻止しようとしている。

これまで、Yorta Yorta とかれらが推進する土地回復のための闘いに関する歴史を概観し、さらに運動の現状を土地と水域の資源管理に関する行政レポートと地方新聞、土地と水域資源にかんする共同管理協定に注目しながら考察し

(27) 先住民の土地管理モデルは大きく 3 つに分けられる。第 1 は Co-operative management (共同管理) で、最高決定機関は政府や政府委託機関であるが、一定人数の先住民代表を最高機関に選出できる。第 2 は Consultative management (交渉管理) で、最高決定は政府に委ねられるが、先住民側には交渉権が認められる。最後に Joint management (積極的な関与に基づく管理) で、土地の伝統的所有者と土地権保有者との間で決定審議が行われ、先住民が最終決定を行う。Yorta Yorta とビクトリア州政府の共同管理協定は 1 に位置づけられる。

た。現在の Yorta Yorta における土地と川の資源管理を巡る社会運動は、植民期より続く利害関係者との対立の渦中にあることが明らかになった。ここで興味深いことは、この対立に国際、国内環境 NGO 団体や都市知識人が介入していることである。さらに「環境問題」という人類共通のテーマを盾に、先住民としての権利を要求して、主流社会の承認を獲得しようとする Yorta Yorta 知識人を中心とする戦術も興味深い。YYNC を構成する 1 ファミリーグループが地域住民と連携しており、敵対する矛先が「一枚岩に括られた先住民」ではなくなってきていることも注目される。

最後に、伝統的な要素を失ったとされる Yorta Yorta が、土地回復のための闘いをどのように捉えているかを考察して本稿をしめくくる。

4. Yorta Yorta の言説から見る運動の意味

2006 年から 2008 年の間に、20 代から 80 代の Yorta Yorta 出自を持つ男女合わせ 35 名より聞き取り調査を実施した。その結果、全ての語り手が過去、現在において、土地回復のための闘いに参加した経験があることが明らかになった。長老の役割についても、多くの語り手が今日でも個人としても集団としても学ぶことが多くあると答えている。次世代への伝承に関しては、全ての世代でアイデンティティの強化と先祖から伝えられた狩猟・漁労・採集や儀礼などの伝承が強調されている。このことから推測される Yorta Yorta にとっての運動が意味するものは 40 代男性 N.A. の言葉に集約されている。

われわれにとって大地の回復は、これまで権利回復のため尽力してくれたエルダー達

への報酬であり、また次世代が Yorta Yorta としての誇りを強く持つための勇気づけに繋がるものである⁽²⁸⁾。

おわりに

本稿では、Yorta Yorta の土地権回復のための闘いを、近年のビクトリア州との間で締結された土地と水域資源にかんする共同管理協定に注目し、先住民と地域住民の対立について検討した。これにより、近年の Yorta Yorta の運動はこれまでの先住民、地域住民、政府といった形式化された集団間の対立構造ではなく、国際、国内環境 NGO 団体や都市の知識人たちを巻き込み、二極化した対立から重層化した対立へ広がり、その戦術や価値観も多様なものへと転換している。

B. モリスは、帝国主義の結果生み出される対立の要因を非対称化した権力構造である「Contact Zone (コンタクト・ゾーン)」の概念を持ち出し、この対立の現状をニューサウスウェールズ州の白人オーストラリアに居住するアボリジナルと白人の関係を事例に検討している。また D.B. ローズは、この対立の状況を「Wounded Space (傷ついた空間)」として報告し、「環境破壊と先住民の周縁化」により進められた植民化の要因を指摘している⁽²⁹⁾。

共同管理協定により生み出されてきた様々な意見が錯綜する対立は、これら植民期より継続する「コンタクト・ゾーン」や「傷ついた空間」の中に位置づけられる。しかし、ここで興味深いことは、国際、国内環境 NGO や都市知識人が介入することで、また YYNC の 1 ファミリー・グループが地域住民と連帯することで、当該地域の敵対する矛先が法制度のもとで一枚岩に括られた先住民ではなく「都市の知識人や、国際、国内環境 NGO 団体」と協働する「資源管理の権利を有する Traditional owner (伝統

(28) A, N. への筆者のインタビュー、職場のオフィス、September 14 2007

(29) Morris, B., Policing racial fantasy in the Far West of New South Wales, *Oceania* 71 : 3, 2001, pp 242-62

Rose, D. B., *Reports from a Wild Country : Ethics for decolonization*, NSW, UNSW Press, 2004, pp35-52

的土地所有者)である先住民ネイション」となってきたことである。Yorta Yorta 女性 M.W. は先住権原訴訟の際に「証拠を集め、先住権原を有する先住民であることを証言する必要があるのは、いつも私たち先住民側であり、その決定は常に、白人社会の規則に委ねられている」と語っている⁽³⁰⁾。

しかし、近年の土地と水域資源にかんする共同管理協定をめぐる運動は、先住民が先住民であることの証明を必要とする運動でなく、むしろ先住民と非先住民の個人々が、日常のうちに接触することで相互に変化する社会運動であるといえる。その社会運動が展開される「場」とは、Yorta Yorta にとっての「先人たちへの報酬と次世代への誇り」として継承されるもので、それは、先祖から受け継がれてきた資源をもたらしてくれる森と川である。その運動は、たとえ非対称的な権力の構造下にあっても、国民国家という均質性の枠からはみ出した多元的な人びとが連帯しながら、そこで共有され、生み出されていく〈共〉的知識に依拠しながら推進されているのである⁽³¹⁾。

(30) Atkinson, W.R., *Not One Iota: The Yorta Yorta Struggle for Land Justice*, PhD thesis, Law and Legal studies, La Trobe University, 2000, p103

(31) アントニオ・ネグリ, マイケル・ハート『マルチチュード: 〈帝国〉時代の戦争と民主主義』(上)、幾島幸子訳、水嶋一憲, 市田良彦監修, NHK ブックス, 2007 年, 3-26 頁